

**玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事
(抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事)
設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項リスト**

No.	日付	確認事項	回答欄	説明資料
1	2022年11月22日	申請概要資料のタイトルにおける「取替工事」は、法令用語と混同する恐れがあるため、誤解のないような表現を検討願う。	申請概要資料及び補足説明資料のタイトルを「玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事(抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事)」へ修正する。	-
2	2022年11月22日	今回の工事における適用基準・規格の考え方(記載ルール)を説明すること。また、既工認(新規制BF設工認)における認可実績の有・無を説明すること。	適用基準・規格の考え方、及び認可実績について、補足説明資料6に整理する。	補足説明資料6
3	2022年11月22日	(供用開始後に)適用する維持規格の年版を確認し、説明すること。	維持規格は2012年版を用いる計画である。詳細は、補足説明資料6に示す。	補足説明資料6
4	2022年11月22日	浸水の適用基準・規格を記載していない理由を説明すること。(火災については、記載されている。)	申請対象設備(原冷施設)に適用する規格・基準が無いため、記載していない。詳細は、補足説明資料6に示す。	補足説明資料6
5	2022年11月22日	今回の工事内容について、どのような変更を行うのか、説明を充実化すること。	今回の工事内容について補足説明資料7に整理する。	補足説明資料7
6	2022年12月23日	差込式溶接を突合せ溶接へと変更するきっかけとなった事例や理由について、説明を充実化すること。	本工事を実施する理由について、補足説明資料7に整理する。	補足説明資料7
7	2022年12月23日	今回の工事の検査成立性や検査内容(PT、UT等)について、説明を充実化すること。	検査成立性や検査内容について、補足説明資料7に整理する。	補足説明資料7
8	2022年12月23日	今回の工事範囲以外の差込式溶接箇所について、工事計画の有無を説明すること。	差込式溶接箇所の工事計画について補足説明資料7に整理する。	補足説明資料7

No.	日付	確認事項	回答欄	説明資料
9	2022年12月23日	申請概要資料PPTにおいて、基本設計方針が新規制基準から変更がない記載となっており、申請書本文の基本設計方針の記載と整合していないように読めるため、適切な記載へ見直すこと。	申請概要資料PPTの記載を適切な記載へと見直した。	-
10	2022年12月23日	基本設計方針の変更後の記載が、何の既工事計画で認可された内容なのかをわかるように示すこと。	基本設計方針の記載に反映している既工事計画について参考資料に示す。	参考資料
11	2022年12月23日	今回の工事範囲の耐震評価について新規制工認時はどのような評価を行ったのかを説明すること。	今回工事範囲の新規制工認時の耐震評価について補足説明資料5に整理する。	補足説明資料5
12	2023年1月31日	本申請の耐震評価について、新規制工認との評価内容の差を説明すること。	本申請の耐震評価と補足説明資料5に整理する。	補足説明資料5
13	2023年1月31日	参考資料を補足説明資料とすること。	参考資料を補足説明資料8として整理した。	補足説明資料8
14	2023年1月31日	補足説明資料7の記載について、応力集中と流体振動の関係がわかるような記載へ見直すこと。	補足説明資料7の記載を見直した。	補足説明資料7
15	2023年1月31日	設置許可申請書の中で、申請対象配管の材料に関する方針等の記載の有無について確認すること。	申請対象配管の材料に関して、具体的な材料等の記載がないことを確認した。	-
16	2023年1月31日	今回の申請範囲の安全重要度分類がわかる資料を作成すること。	当該申請範囲における安全重要度分類について、補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
17	2023年1月31日	補足説明資料1の適用条文の整理について、技術基準の14条15条の追加要求が今回の変認申請の対象外であることについて内容を整理し、説明すること。 (今回の申請箇所が14条の安全設備に該当するのかを踏まえて)	技術基準規則第14条・15条における適用条文の整理について、補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
18	2023年1月31日	新規制時に今回の申請箇所の図面を添付しているかどうかについて確認すること。	新規制時、充てんラインのSA条件追加するために、化学体積制御系の系統図を添付しているものの、当該申請範囲に係る内容については既工認から変更はない。	-

No.	日付	確認事項	回答欄	説明資料
19	2023年2月15日	今回の申請範囲が技術基準規則第2条第2項第9号の「イ」に該当しないことをわかるように概要図上で示すこと。	概要図を用いて補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
20	2023年2月15日	申請範囲が安全設備に該当するか、安全重要度分類のどれに該当するかを、耐震クラス、JSMEクラスも併せて要目表毎に整理すること。	申請範囲の各分類について補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
21	2023年2月15日	補足説明資料5の耐震、強度評価条件の変更内容の表について、記載されている評価結果が発生応力の最も大きい箇所を代表で記載している旨が読める記載を追加すること。	評価結果に最大応力点を代表として記載していることを補足説明資料5に追記した。	補足説明資料5
22	2023年2月15日	耐震の評価方針を耐震説明書の目次ベースで新規制時に追加された項目を説明すること。	補足説明資料5に新規制基準等における追加要求の適用について整理する。	補足説明資料5
23	2023年3月22日	安全設備の対象範囲にCVバウンダリを含めるという整理が建設時から変わらない考え方であること、および今回申請もその整理であることがわかるように補足の記載を修正すること。	安全設備の対象範囲について補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
24	2023年3月22日	基本設計方針の変更前においては安全施設の定義がないため、従前より設計の考え方に変更はなく、今回の申請対象としないことがわかるように補足を充実化すること。	従前より設計の考え方に変更がないことを補足説明資料1に整理する。	補足説明資料1
25	2023年3月22日	配管の改造工事による重量変更が、新規制時に確認した地盤及び建屋の耐震性に影響がない理由を説明すること。	補足説明資料5に本申請を行うにあたって実施した建屋への影響確認に整理した。	補足説明資料5
		以下余白		